（様式第１号）※他 中国語、インドネシア語、タガログ語、ポルトガル語、タイ語、ベトナム語版有

秘密を守ることの契約

通訳・翻訳を頼む人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「A」という。）、
通訳・翻訳をする人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「B」という。）、
通訳・翻訳のコーディネートをする公益財団法人長野県国際化協会（以下「C」という。）は、通訳・翻訳についてお互いに伝える秘密の情報について、次のとおり秘密を守ることの契約をします。

（秘密の情報）

第１条　この契約で「秘密の情報」とは、書いたもの、口で伝えたもの、電子データなど、この通訳・翻訳のためにA、B、C全員が知ることができる情報をいいます。

ただし、次のいずれかの場合は秘密の情報とは言いません。

⑴ Aから伝えられた情報を、Bが既に知っていた場合

⑵ Aから伝えられた情報を、もうみんなが知っていた場合

⑶ Aから伝えられた情報が、Bの責任ではなく、みんなに知られてしまった場合

⑷ ＡＢＣ以外の人が、他の正しい方法で知ることができた情報

（秘密を守り、目的以外に使いません）

第２条　Bは、Aに許可をもらわないで情報を他の人に見せたり言ったりしませんが、公の組織など（例えば、裁判所や政府など）からBに秘密を明らかにすることを求められたときは除きます。

２．Bは、秘密の情報を通訳・翻訳の目的以外に使いません。

（秘密の情報を返すことや捨てる、消すこと）

第３条　Bは、この約束が終ったときはAの指示により情報を返し、または消します。

そして、Aから求められたときは秘密の情報を返したこと、消したことを証明する書類を出します。

（この契約の期間）

第４条　この契約の期間は、通訳・翻訳の目的が終了するまでとします。

（その他）

第５条

この契約で決めていないことで、わからないことはA、B、Cで話し合って解決します。

この約束について、A、Bが署名してCが保管します。

西暦　　年　　月　　日

A　通訳・翻訳を頼む人　住　所

名　前

B　通訳・翻訳を行う人　住　所

氏　名

C　公益財団法人長野県国際化協会　住　所　長野県長野市大字 692-2

氏　名　理事長　マキナリー浩子